

令和2年度年末年始の交通安全県民運動実施要綱

(香川県交通安全県民会議)

スローガン 「車より 人が優先 讃岐マナー」

期 間 令和2年12月10日(木)から令和3年1月10日(日)までの32日間

運動の基本 交通死亡事故の抑止

- 運動重点
- 1 高齢者の交通事故防止
 - 2 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転の根絶
 - 3 自転車の安全利用と正しいルール遵守の徹底
 - 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 5 横断歩道利用者の安全確保

第1 目的

年末年始は、人や自動車の動きが慌ただしくなり交通量が増加するほか、飲酒の機会が増えることなどから重大事故の多発が懸念される。このため、県民総ぐるみで、交通安全意識を高揚させ、交通ルールの遵守と交通マナーを確実に実践し、交通死亡事故の抑止に努めることを目的とする。

第2 運動のすすめ方

県市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の基本、重点、目的等を踏まえ、関係機関、団体等と相互に連絡を密にして、それぞれの地域の特性に応じ、創意工夫を凝らし、きめ細かな各種の安全活動や広報活動を通じて本運動への参加意識を高め、県民総ぐるみの運動を積極的に展開する。

第3 運動の基本

「交通死亡事故の抑止」

今年の死者数は、9月末現在で40人であり、昨年同時期と比べ5人増加しており、人口10万人当たりの死者数は全国ワーストと非常に厳しい状況にある。

特に年末年始は交通死亡事故の多発が懸念されるため、運動の基本を「交通死亡事故の抑止」とする。

第4 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点にそれぞれ掲げる項目を中心に、参加、体験、実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護、誘導活動を実施する。

1 高齢者の交通事故防止

- (1) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

- (2) 高齢の歩行者、電動車椅子利用者、自転車利用者等に対する街頭での交通安全指導や、保護又は誘導活動の促進
- (3) 参加、体験、実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール及び交通マナーの理解向上と安全行動の促進
- (4) 高齢者に対する交通安全教室や世帯訪問活動等を通じた交通安全教育の推進
- (5) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (6) 全ての高齢者に対する思いやりのある運転の促進

2 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転の根絶

- (1) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
 - ア 夕暮れ時と夜間の死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
 - イ 夕暮れ時における自動車及び自転車の早めのライト点灯の励行
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況下における上向きライト使用の励行
 - エ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- (2) 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
 - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動や飲酒運転根絶宣言店登録の促進
 - ウ 飲酒運転の悪質性、危険性の理解をさせるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の促進
 - エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

3 自転車の安全利用と正しいルール遵守の徹底

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認等の交通ルール及び交通マナーの周知徹底
- (2) 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底
- (3) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (4) 幼児、児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学生、高校生、高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- (5) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

- (6) 自転車通行空間が整備された箇所における走行ルールの周知徹底
- (7) 自転車事故被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入促進
- (8) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性、効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導、広報啓発の強化

5 横断歩道利用者の安全確保

- (1) 運転者に対する交通ルール及び交通マナーの周知徹底
 - ア 車両は、信号機のない横断歩道で道路を渡ろうとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道の手前で停止し、歩行者を安全に横断させるというルールの周知徹底
 - イ 運転手から見て、道路を右から左に横断する歩行者を見落として衝突するという形態の交通事故が多いという実態の周知徹底
 - ウ 夜間は横断歩行者の発見が遅れがちになることから、視界を確保するために前照灯のこまめな切り替えにより歩行者を早期に発見する重要性の周知徹底
- (2) 歩行者に対する交通ルール及び交通マナーの周知徹底
 - ア 歩行者は道路を横断する際、横断歩道のある場所の付近では少し遠回りでも必ず横断歩道を利用し、横断時は左右の安全確認と車両が停止したことを確認してから横断することの周知
 - イ 押しボタン式信号機が設置された横断歩道では、必ず押しボタンを押してから横断の徹底

第5 運動の実施要領

1 推進体制等の確立

縣市町及び県交通安全県民会議等は、相互間はもとより、関係機関、団体等との連携を密にし、支援協力体制を確保するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

2 住民参加型の運動の展開

縣市町及び県交通安全県民会議等は、以下のとおり、本運動が住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等と幅広く連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の

向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、スマートフォン等を活用し広報を実施するなど、多様な形態の運動を展開し、幅広い世代の参画に努めるものとする。

(1) 地域、家庭等における活動

- ア 世代間交流を視野に入れた参加、体験、実践型の交通安全教室等の開催
- イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみの交通安全指導の推進
- オ 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実

(2) 保育所、幼稚園、小学校等における活動

- ア 子供と保護者が一緒に学ぶ参加、体験、実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール及び交通マナーの教育
- イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

(3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設における活動

- ア 参加、体験、実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中及び自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

(4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- イ 飲酒運転、無免許運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等による交通事故の実態及び悪質性と危険性の周知
- ウ 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- オ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- カ 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

3 広報啓発活動の展開

縣市町及び県交通安全県民会議等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の

高揚を図るものとする。

4 職員への運動の周知徹底

縣市町及び県交通安全県民会議等は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知し、「飲酒運転、無免許運転、あおり運転等をしない、させない」、「夕暮れ時の早目のライト点灯、夜間ライトのこまめな切り替えの徹底など、交通法令の遵守」、「体調面も考慮した安全運転の励行」、「自転車乗用中の交通ルール及び香川県自転車の安全利用に関する条例の遵守」、「反射材用品等の着用」等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

第6 効果評価の実施

縣市町及び県交通安全県民会議等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第7 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

縣市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。